

国名
マダガスカル
在外公館名
在マダガスカル日本国大使館
情報確認年月日
2019年6月6日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（ <input checked="" type="checkbox"/> は該当）
<input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input checked="" type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ 医療用の麻薬及び向精神薬を含め、医薬品を自己の疾病の治療で携帯して入国する場合には、事前に、以下の窓口に申請し、許可を得る必要がある。</p> <p>（申請先） DPLMT (la Direction de la Pharmacie, des Laboratoires et de la medicine Traditionnelle) 住所：Tsaralalana Antananarivo Madagascar BP2210 E-mail：sgis@sante.gov.mg</p> <p>○ 申請には、以下のような情報（対応言語：フランス語または英語）が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名前，住所，電話番号，メールアドレス等 ・ 医薬品の詳細，医薬品の生産国・製造元，輸入者の情報（住所含む），輸入先，治療期間の記載のある処方箋と医薬品の量，購入国の請求書 <p>○ 持ち込む医薬品の量は、一ヶ月分を超えてはならない。</p> <p>○ また、入国時にフランス語または英語による医師の処方せんや診断書，許可書の提示が必要。</p>
渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

なし
参考情報